

**大学院段階における「授業料後払い」制度**  
**(在学中は授業料を徴収せず、卒業後の所得に応じて納付する新たな制度)**  
**の創設について（報告）**

令和4年12月  
大学院段階の学生支援のための新たな制度に関する検討会議

「経済財政運営と改革の基本方針 2022」において、在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする新たな制度を大学院段階において創設することとされ、教育未来創造会議第一次提言工程表において、当該制度を令和6年度に実施することとされた。これらを受け、「大学院段階の学生支援のための新たな制度に関する検討会議」を設置し、制度設計の方向性等を取りまとめたもの。

**(目次)**

1. 背景と目的	2
2. 制度設計	5
3. 今後の方向性	9

**(検討会議の開催実績)**

**第1回 令和4年9月13日（火）**

議題：大学院段階の学生支援のための新たな制度に関する検討会議の公開の取扱いについて  
政府提言等における大学院段階の学生支援に係る記載及び支援の現状等について  
大学院段階の学生支援のための新たな制度に関する検討課題について

**第2回 令和4年10月12日（水）**

議題：米国連邦政府による学生ローンにおける所得連動型の返還制度について  
大学院段階の学生支援のための新たな制度について

**第3回 令和4年11月11日（金）**

議題：大学院段階における「在学中は授業料を徴収せず、卒業後の所得に応じて納付する新たな制度」について

**第4回 令和4年12月15日（木）**

議題：「大学院段階における「授業料の受益後納付」制度（在学中は授業料を徴収せず、卒業後の所得に応じて納付する新たな制度）の創設について（報告）」（案）の取りまとめについて

## 1. 背景と目的

(日本学生支援機構による奨学の措置)

- 憲法第 26 条は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と定めており、教育基本法第 4 条第 3 項においては「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。」とされている。また、日本学生支援機構法において、日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与及び支給その他必要な援助を行うこととされている。これらの規定に基づき、機構は、経済的に困難を抱える優秀な学生に対して貸与型奨学金事業を実施してきた。
- 平成 29 年度には、給付型奨学金事業の創設と併せて、貸与基準を満たす希望者全員が貸与を受けられるよう無利子奨学金事業を拡充するとともに、返還に係る負担の軽減のため、所得連動返還方式が導入された。さらに、令和 2 年度からは、学部段階の学生を対象として、授業料減免と給付型奨学金の支給を併せて実施する「高等教育の修学支援新制度」を開始しており、経済的に大きな困難を抱える世帯を含め、奨学金制度全体の拡充を通じて、高等教育の機会均等の実現に寄与してきたところである。

(教育未来創造会議の提言)

- 一方、教育未来創造会議の第一次提言においては、「修学支援新制度の導入により、低所得層に対する給付型の支援が充実されてきた一方で、その対象とはならない層への支援が課題となっている」こと等が指摘され、「令和 2 年度に導入した高等教育の修学支援新制度について中間所得層のうち特に負担軽減の必要性が高いと認められる学生に支援対象を拡大するとともに、減額返還制度の見直しや大学院段階における授業料不徴収・卒業後返還の導入などによりライフイベントに応じ返還者の判断で柔軟に返還（出世払い）できる仕組みを創設するため、恒久的な財源の裏付けの観点も念頭に置きつつ、奨学金制度を改善する」ことが提言された。
- このうち、修学支援新制度の対象の拡大については「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議」において別途検討されている。また、博士課程の学生については、研究の担い手として、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」等に基づき、経済的支援の拡充やキャリアパス整備の支援等の取組が進められている。他方で、現状では、研究者・高度専門職業人の養成などの多面的な人材育成機能を担う修士課程（博士前期課程を含む。以下同じ。）・専門職学位課程（以下「専門職大学院」という。）はこうした支援の対象外となっているため、経済的支援の見直しを図る必要がある。
- 特に、令和 6 年度は、4 年制の大学において、学部初年次の段階から修学支援新制度の対象となっていた学生（すなわち、これまで授業料の支払いについて心配をする必要がなかった学生）の多くが、次のキャリアステージに進む年である。こうした者を含め

た経済的に困難を抱える学生が、就職・進学を検討するに当たって、修士課程・専門職大学院の授業料という当面の家計負担が、中長期的な進路の意志決定に過度に影響しないようにする必要がある。

#### (リカレント教育)

- 加えて、教育未来創造会議においては、誰もが、生涯にわたって、意欲を持って学び、スキルを身につけ、活躍をしていくこと、また学び続け、知識と知恵をアップデートし続けることを可能とする社会を構築していくことが不可欠であるとされている。一方、費用、時間等の制約から、社会人が学び直し（リカレント教育）に対して消極的な傾向が見られ、特に社会人の大学・大学院入学者割合は諸外国に比べて低くなっていることが指摘されている。このため、社会人を対象として、結婚・子育てなどの様々なライフイベントの中で経済的に余裕がなかったとしても、大学院の授業料という当面の負担により、大学院における学位取得に向けた意欲が失われないようにする仕組みの創設が求められている。

#### (高等教育の費用負担の在り方と少子化対策)

- また、骨太の方針（経済財政運営と改革の基本方針）2022 においては、「新たな時代に対応する学びの支援の充実を図る。このため、恒久的な財源も念頭に置きつつ、給付型奨学金と授業料減免を、必要性の高い多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ拡大する。また、減額返還制度を見直すほか、在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする新たな制度を、教育費を親・子供本人・国がどのように負担すべきかという論点や本制度の国民的な理解・受け入れ可能性を十分に考慮した上で、授業料無償化の対象となっていない学生について、安定的な財源を確保しつつ本格導入することに向け検討することとし、まずは大学院段階において導入することにより、ライフイベントも踏まえた柔軟な返還・納付（出世払い）の仕組みの創設を行う。」としている。
- すなわち、高等教育費について、直接的に教育の経済的効果を受益し、将来の所得増等にもつなげ得る「個人（本人）」が負担するという考え方や、子育てと一体的に捉えて「家庭」が負担するという考え方、あるいは、意欲と能力があるにも関わらず経済的な困難により機会が得られない者の高等教育機関への進学・修学について社会全体の負担で支えていくべく、社会が受け入れ可能な範囲で「国をはじめとした公財政で支える」という考え方について、国民的な議論を深めていくことが求められている。
- なお、教育費の家計負担の大きさは、少子化の要因の一つとされている。国立社会保障・人口問題研究所の令和3年の調査によれば、理想の数の子供を持たない理由として最も多く挙げられているのは「子育てや教育にお金がかかりすぎるため」（52.6%）であり、特に高等教育段階の負担感が強い。この点につき、在学中の授業料を国が支えつつ、卒業後に本人が負担する制度を創設することで、高等教育の費用負担の在り方を改めて考えるための契機とすることができる。

新たな制度の創設を契機として、「高等教育の費用を卒業後の本人負担とした場合に、それを親負担とした場合と比べて、親世代は、予定の子供数を増やしたり、理想の子供

数に近づけたりするか」、「卒業後の本人負担とした場合に、その負担は、本人の結婚や子育てに影響を及ぼさないか」「親が教育費を負担しないとした場合、子供は、親の介護費用等の負担についてどう考えるようになるか」といった点について、大規模な意識調査なども実施しながら議論していくこととする。

- 加えて、我が国の寄附に係る税制の仕組みは、諸外国と比較しても遜色ないものとなってきているにもかかわらず、大学における寄附獲得額は、他国と比べて伸びていないことが知られている。この点、新たな制度は、高等教育から受けた便益の大小について、卒業後も継続的に考える機会となるものであり、単に学費を誰が負担するかという議論にとどまらず、新たな制度を通じて進学した者が、高等教育への貢献として、寄附などの追加的な支出を進んで行うようになるかといった検証にも役立つものである。大規模な意識調査の実施に当たっては、こうした点も十分考慮することとする。

(新たな制度の目的、実施主体、実施時期及び対象等)

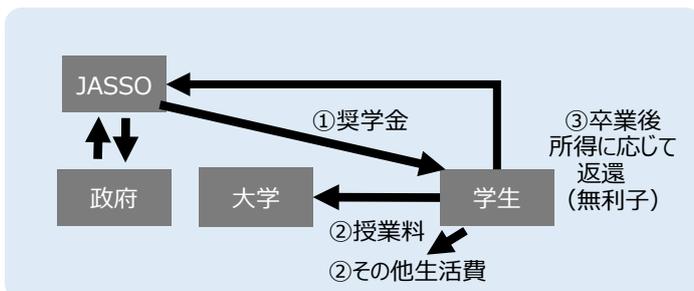
- 以上のように、①高等教育を受ける者・受けた者が、個人の自己実現等のみならず、我が国社会の成長を牽引する高度な人材・専門的知見を有する人材へと成長していけるよう、切れ目ない経済的支援を実施する、②少子化対策としての意義も踏まえた高等教育の費用負担の在り方を議論する契機とする、といった目的の下、修士課程・専門職大学院の授業料という当面の家計負担が、中長期的な進路の意志決定に過度に影響しないよう、卒業の後に所得に応じて無理なく納付していく、いわば「授業料後払い」の制度を創設する。
- この制度については、教育未来創造会議第一次提言の工程表において、令和6年度から開始することとされており、仕組みの構築及び周知等を速やかに行う観点から、学生の経済的支援に関して豊富な知見と経験を有する機構が実務を担うこととする。
- 「授業料後払い」の理念及び制度の目的・理念からすれば、意欲と能力ある希望者全員を対象とすることが理想的ではあるものの、経済的に困難を抱える優秀な学生に対する経済的支援に係る機構の無利子奨学金の業務の一環として実施されること等から、本人の収入などに基づいて、入学前から直後にかけて一定の事前審査を経て対象者を決定することとする。  
また、機構及び各大学における実務的な準備や、学生・社会人への周知等に最低でも1年は必要であることと、事前審査の必要性を併せて考慮すると、令和6年秋入学から制度を開始することが適当である。
- ただし、前述のとおり、4年制の大学において、学部初年次の段階から修学支援新制度の対象となっていた学生（すなわち、これまで授業料の支払いについて心配をする必要がなかった学生）の多くが、令和6年度に次のキャリアステージに進むことから、当該学生が、就職・進学を検討するに当たって、大学院の授業料という当面の家計負担が、中長期的な進路の意志決定を制約することのないよう、必要な配慮について文部科学省において今後検討を進める。

## 2. 制度設計

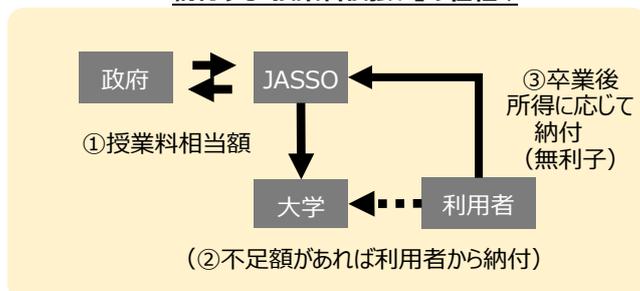
### (1) 授業料を不徴収とする方法

授業料相当額について、機構から大学院に年1回又は複数回支払う（学生、大学、機構の三者による契約に基づき、大学が代理受領）。

現行の貸与型奨学金における所得連動返還方式



在学中は授業料を徴収せず、卒業後に所得に応じて柔軟に納付する「授業料後払い」の仕組み



### (2) 対象者

希望者が利用することとし、年収要件については、現行の修士段階の貸与型奨学金の基準をベースに、財源等を勘案して今後政府部内で検討する。その際、子供を持つ学生に対して配慮すること、社会人入学者が離職等を伴う場合は（前年の年収ではなく）入学する年の見込み年収で判定可能とすることも含めて検討する。なお、対象者は入学後も毎年、適格認定（本人の希望等に基づく支援継続要否の認定）を行う。

※ 現行の修士段階の貸与型奨学金においては、親からの仕送り等を含めた本人の収入（配偶者がいる場合にあつては、配偶者の収入を含めた上で、機構が定める額（参考1参照）を控除した額）が年299万円（研究能力が特に優れている者等は389万円）以下の場合に対象となる。親の収入等が直接的な判定基準となることはなく、また、子など扶養親族に係る控除は設けられていない。

（参考1）現行の修士段階の貸与型奨学金の採用時の収入要件に関して機構が定める額  
本人及び配偶者（配偶者は定職収入がある場合のみ）の収入金額が299万円以下の場合  
※配偶者のみ給与所得控除がある  
<配偶者の給与所得控除額について>

年間収入金額（税込）	控除額
268万円未満	年間収入金額と同額
268万円を超えて400万円以下	年間収入金額×0.2+214万円
400万円を超えて781万円以下	年間収入金額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

出典：日本学生支援機構 HP

### (3) 機構から大学に支払う額（すなわち、卒業後に本人が納付すべき総額）

大学院の授業料の標準額等をベースにして、財源等を勘案しつつ政府部内で検討する（卒業後の納付額が過大とならないよう、上限を設ける）。

生活費に係る貸与型奨学金を別途受けることも可能とするが、生活費に係る貸与型奨学金の金額・年収要件等については、卒業後の授業料の納付と貸与型奨学金の返還を合わせた額が過度にならないよう、授業料支援との合計額等を現行の貸与型奨学金と同水準とする方向で、必要な見直しを行う。

### (4) 卒業後の所得に応じた納付

納付月額、

- ・ 所得に応じた無理のない納付額とする観点
- ・ 納付が長期化しすぎないようにする観点
- ・ 将来世代の授業料支援の原資を確保する観点

のバランスから、現行の無利子奨学金における所得連動返還型制度における返還率も考慮し、以下のとおりとする。

- ① 前年の年収から、税や社会保険料等を控除した所得の9%を12等分した額を毎月納付
- ② ただし、一定年収を下回る場合は月額2,000円など一定の最低納付額を設定

①の所得の計算については、基本的に、現行の無利子奨学金における所得連動返還型制度と同様、地方住民税の「所得割」のもととなる額（※）が想定されるが、大学院修了直後の納付者の結婚や子育てを後押しする観点から、年少の子供を扶養する場合には独自の所得控除を措置することについても、財源等を勘案しつつ政府部内で検討する。

※ 給与所得者の場合

$$\text{課税総所得金額} = \text{給与等収入（年間収入）} - \text{給与所得控除額} - \text{所得控除（基礎控除等）}$$

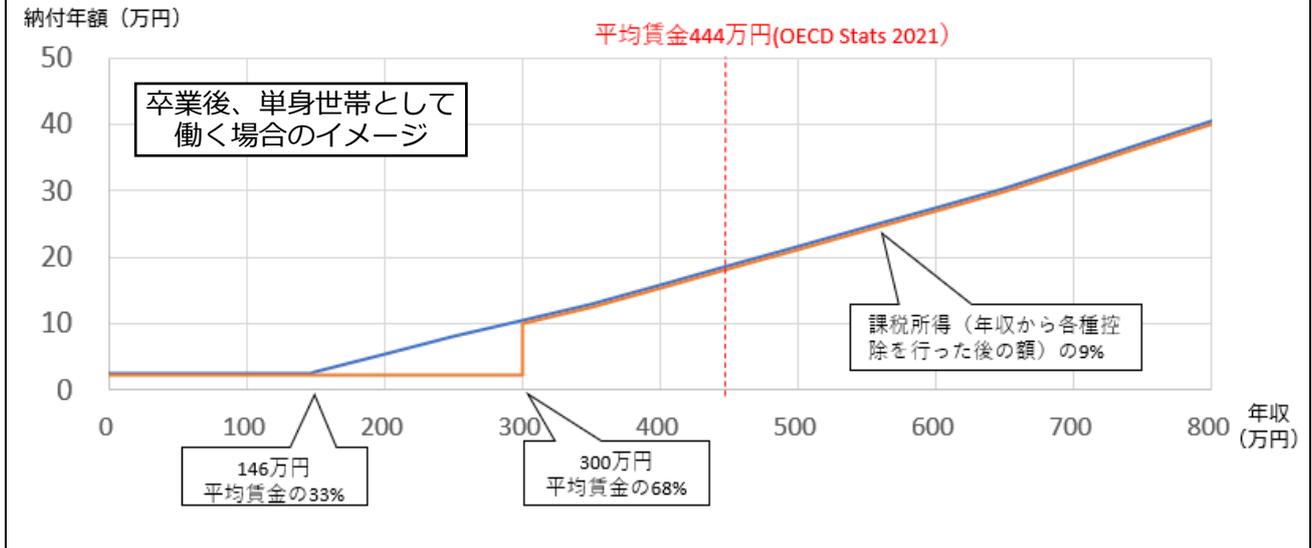
②の「一定年収」の額については、現行の無利子奨学金における所得連動返還型制度において、所得に連動した返還額となり始める年収（単身世帯の場合約146万円）よりも大きい値を設定することを検討する（※）。例えば単身世帯で年収300万円などとする事などが考えられる（参考2参照）が、詳細については、財源等を勘案しつつ政府部内で検討する。なお、就職1年目の納付額は、一定の納付額を設定する、又は、在学中の年収を基に判定することも含めて検討する。

※より早く納付を終えたい者のニーズに合わせ、繰上納付を可能とすることも検討する。

(参考2) 卒業後の年収と、所得に応じて納付する年額との関係のイメージ

青線 …年収 146 万円を超えると課税所得の 9%を納付する場合 (現行の所得連動返還型制度における年収と返還額の関係)

オレンジ線…年収 300 万円を超えると課税所得の 9%を納付することとする場合



納付の始期は、卒業後半年経過後 (ただし、博士後期課程に直接進んだ場合など、在学中は在学猶予の利用が可能) とし、納付の終期は、納付総額が授業料分の額 ((3) の額) に達した時とする。なお、卒業後の所得等に応じて授業料よりも多く納付するといった案も考えられるが、経済的困難により本制度を利用せざるを得ない学生が、在学中に一括で支払う学生よりも多く負担を求められることは、公平性の観点から適当でない。

また、学部・博士段階の貸与型奨学金において、所得連動返還型制度を選択した者について、①学部・博士段階の返還及び②修士段階の授業料の納付の両者について課税所得の 9%を納付する (すなわち、課税所得の 18%ないし 27%を納める) ことについては、所得に応じた無理のない納付額とする観点から変更の余地があるという考え方と、在学中に利用した支援額が多いことを受けたものであって、返還・納付の長期化を避けるためにはやむを得ないという考え方とが存在する。こうした観点を踏まえ、適切な在り方について、財源等を勘案しつつ政府部内で検討する。

なお、納付の方法としては、英国や豪州においては税当局による源泉徴収方式が採用されているところであるが、新たな制度においては、希望者が利用する制度であること及び令和6年度から速やかに実施する観点から、機構による口座振替方式とする。(源泉徴収方式は、より確実な納付が見込まれるという利点があるものの、①徴収機関における徴収コストが軽減される一方で雇用主負担 (コスト) を増加させるものであること、②源泉徴収方式が採用されている税及び社会保険はほぼ全ての労働者に関わるものであること等を踏まえる必要がある。)

### (5) 業績優秀者に係る優遇措置

- ・新たな制度は、高等教育を受ける者・受けた者が、我が国社会の成長を牽引する高度な人材・専門的知見を有する人材へと成長していくことを期して創設されるものであること
- ・制度の利用を促進する観点
- ・現行の貸与型奨学金から支援が後退することのないようにすべきこと

から、卒業時など支援が終了する段階において業績優秀と認められる者については、全部又は一部納付を免除する優遇措置の対象とすることが適当である。

### (6) 納付が困難となった場合の扱い

新たな制度は、現行の貸与型奨学金と同様、納付金が将来の利用者の原資となるため、納付ができる者は、所得に応じて、遅滞なく納付することが重要である。他方で、災害、疾病などで納付が困難となった場合の納付の猶予、心身の障害などによって今後納付ができないと認められる場合等の納付の免除については、本人の申出に基づいて可能とすべきである。

また、新たな制度においては、所得に応じて柔軟な納付を行うものであるが、

- ・納付が将来世代における支援の原資となること
- ・機構の事務の範囲内で実施されるため、法律的な扱いは、学生と機構との間の貸借契約となること

から、仮に納付が滞った場合のために、原則として債務の保証が必要となる。

他方、一定程度の年収に達してから所得に連動して納付を行うという考え方の下で、全員が源泉徴収など何らかの方法により、自動的かつ確実に支払いを行っていくような方式を想定した場合、納付が滞ることは基本的に考えられないという考え方もでき、実際に、英国や豪州においては保証を設定していない。しかしながら、新たな制度については、

- ①希望者が利用する制度であり、全員利用が原則ではないため、全員が利用する制度とは、想定される債務不履行のリスクが異なりうる
- ②源泉徴収ではなく口座振替であることや、当年ではなく前年の所得に連動すること等から、現実的な手続の中で納付が滞ることも予想される
- ③英国では 30～45%程度、豪州では 15%程度、回収されない債権がある（授業料未納）と試算されていること

といった、英国や豪州との違い等や、各国の制度の背景となる歴史的経緯を考慮する必要がある。今後、こうした点を十分に踏まえ、保証の要否及び適切な在り方について、財源及び利用者が卒業後に債務不履行等に陥るリスク等を勘案しつつ、政府部内で検討する。

なお、保証を必須とする場合、新たな制度では、納付期間が長期化しうることから、保証人の支払い能力が見通せないため、人的保証をベースとすることは適切でない。

### 3. 今後の方向性

(実務の検討)

2. において「財源等を勘案して今後政府部内で検討する」とした点について早急に具体化するとともに、以下に例示する論点等に留意し、大学院関係者の事務負担等にも配慮しつつ、学生にとって分かりやすく、活用しやすい制度となるよう、実務面の制度設計を進める。

<論点例>

- ・ 新たな制度においては、学生が大学院へ入学した後に、機構が授業料相当額を大学に対して支払うこととなるが、慣行上、入学前に本人から授業料の納付を受けることをもって、入学の意思表示としている大学院が一定数存在すること。
- ・ 現行制度において授業料減免を受けている学生や、企業等の第三者による授業料の支払いを受けている学生について、支援が実質的に後退することのないようにすべきこと。
- ・ 修士課程長期履修制度、交換留学、休学など個別の学生の事情に対しても、可能な限りきめ細かく対応する必要があること。
- ・ 会計基準上の処理を明確にする必要があること。

(制度周知)

また、他の経済的支援施策と同様、新たな制度は、対象となり得る者に広く認知されることが重要な施策であることから、制度周知に積極的に取り組む必要がある。学生・社会人及び大学に対して、現行制度との違いを含めて、制度趣旨及び支援内容について分かりやすく周知していくことや、利用を希望する者が自ら対象可否を判定できるシミュレーターの充実などが求められる。また、専攻分野等によっては、学部に進学する段階から、大学院への進学を見据えた進路選択が行われ得ることから、初等中等教育段階を含めて、既存の奨学金制度と併せた周知に取り組むことが望ましい。

(高等教育の費用負担の在り方)

加えて、1. (背景と目的) にも記したように、新たな制度の創設を契機として、親負担、卒業後の本人負担、公費負担といった高等教育の費用負担の在り方について、学費相当分の負担のみならず、寄附にみられるような追加的な高等教育への支出の姿も含めて、大規模な意識調査を実施しながら、議論を深め、その結果も踏まえて、引き続き、学生への経済的支援制度の在り方について、不断の検討を重ねていくこととする。